

船橋市特定生産緑地指定基準

船橋市 都市計画課

令和2年1月

目 次

1. 目的
2. 用語の定義
3. 指定及び延長の要件
4. 附則

船橋市特定生産緑地指定基準

1. 目的

この基準は、都市における農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するよう、特定生産緑地の指定について、生産緑地法（昭和49年法律第68号）に規定されるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

- ・農地等

生産緑地法第2条第1号及び都市計画運用指針によるものとする。

- ・一団のものの区域

都市計画運用指針によるものとする。

- ・申出基準日等

生産緑地法第10条第1項に規定される申出基準日及び同法第10条の3第2項に規定される指定期限日をいう。

3. 指定及び延長の要件

特定生産緑地の指定及び延長（以下、指定等）の要件は下記のとおりとする。ただし、＜指定等しないもの＞に該当する農地等は、原則として指定等を行わない。

- ・申出基準日等が近く到来することとなる船橋都市計画生産緑地地区内の土地であること。

＜指定等しないもの＞

1. 「2. 用語の定義」で示す農地等に合致しない土地。
2. 生産緑地法第3条第4項に規定される農地等利害関係人の同意が得られないもの。
3. 地方公共団体等が所管する事業との整合が図られないもの。
ただし、事業上支障が無い場合には、この限りでない。
4. 市が土地の有効・高度利用を図る方策を講じようとしている下記地区内の

土地。

ただし、都市計画上支障が無い場合には、この限りでない。

①高度利用地区

②特定街区

③遊休土地転換利用促進地区

④その他土地の有効・高度利用を図る方策がある地区

5. 森林法第5条に基づく地域森林計画又は同法第7条の2に基づく国有林の地域別の森林計画において保安林の指定が計画されている土地の区域、同法第25条第1項の規定により指定された保安林の区域、同法第29条に規定する保安林予定森林の区域及び同法第41条の規定により指定された保安施設地区内の土地。
6. 鉱業法第63条（同法第87条において準用する場合を含む。）に基づいて施業案の届出をし、又は認可を受ける等鉱業開発計画が具体化し、それに基づき地表における土地の形質の変更等が行われることが確実な区域内の土地。
7. 砂利採取法第16条又は採石法第33条に基づいて認可を受けた採取計画に係る区域内の土地。
8. 都市計画法第59条における都市計画施設及び市街地開発事業の事業認可がされた区域及び事業が明らかに予定されている区域内の土地。
ただし、事業及び都市計画上支障が無い場合には、この限りでない。
9. 四方が塀等で囲われ、外部から土地の状況が確認できない、又は、人が容易に立ち入れない土地。
ただし、農作物栽培高度化施設等の設置により、やむを得ない場合には、この限りでない。
10. 著しく急傾斜の崖地や極端に不整形である土地。
11. 用排水等の農林漁業の継続が可能な条件が備わっていない土地（農業用道路及び農業用水路は除く）。
ただし、生産緑地地区又は同時に指定されようとする生産緑地地区に隣接し、用排水等の農林漁業の継続が可能な条件が備わっている隣接地と一体利用される等、当該地に用排水等の農林漁業の継続が可能な条件が備わっていても支障がない場合には、この限りでない。
12. 船橋市都市計画審議会が、特定生産緑地として指定することが不適切と判断した土地。
13. 申出基準日等までに特定生産緑地の指定等の手続きが完了する見込みがないもの。

4. 附則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和2年1月1日から施行する。